

## 令和8年度の特例 令和8年度介護保険料算定について

令和7年度税制改正により、令和7年中の給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、令和8年度の介護保険料の算定においては、従前の控除額と同額に調整して算定します。また、世帯の市民税課税状況の判定においても、同様に調整して判定します。(全国一律の対応になります)

(参考) 税制改正による給与所得控除の見直し

- ・ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額 (改正された範囲)】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超180万円以下		収入金額×40%－10万円
180万円超190万円以下		収入金額×30%＋8万円

※給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。